

## 学校法人京都薬科大学受託研究取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都薬科大学（以下「本学」という。）における学外からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れ基準)

第2条 受託研究は、教育及び研究上有意義であり、かつ、本来の教育及び研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れる。

(研究期間)

第3条 受託研究の期間は、1研究課題につき原則として3ヶ月以上3年以内とする。ただし、必要により5年を限度に延長できる。

(申請)

第4条 本学に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申請書（別紙様式1）を理事長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第5条 受託研究の受入等に関する事項は、学外共同研究取扱規則第5条に定める研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審議する。

(受入れの決定及び通知)

第6条 理事長は、審査委員会の審議結果に基づき、受託研究の受入れの可否を決定する。  
2 理事長は、前項の結果を委託者及び受託研究を担当する本学の教育職員（以下「研究担当者」という。）に通知する。

(契約の締結)

第7条 理事長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに委託者との間に受託研究契約を締結する。

2 受託研究契約書には、次の各号に定める事項を明記しなければならない。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び研究内容
- (3) 研究担当者
- (4) 受託研究に要する経費（以下「研究経費」という。）
- (5) 研究期間（原則3ヶ月以上とする。）
- (6) 研究成果の公表に関する事項
- (7) 研究成果の帰属及び知的財産権の帰属に関する事項

(研究経費の取扱い)

第8条 委託者は、研究経費を本学が指定した期間内に本学に納入しなければならない。  
2 研究経費は、受託研究を遂行する上で必要な直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。

- 3 前項に規定する間接経費は原則として研究経費の 5%とし、研究経費から間接経費の額を差し引いた額を直接経費とする。
- 4 研究担当者は、受託研究を完了又は中止したときから 3 ヶ月以内に、当該受託研究に係る会計帳票等を完結さなければならない。
- 5 受託研究を中止した場合において、既納の研究経費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を委託者に返還することができる。ただし、委託者からの申出により中止する場合は、原則として返還しない。
- 6 前項において委託者に返還しなかった研究経費（以下「余剰金」という。）については、大学会計に返納しなければならない。
- 7 前項の余剰金は、次年度会計において、その 50%に相当する額を研究担当者が所属する分野に研究費として配当する。ただし、当該余剰金の額が研究経費の 10%に満たないときは、当該余剰金の全額を配当する。
- 8 研究経費により取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。
- 9 研究経費は受託研究費として本学会計に受け入れ、本学経理規則に準拠して執行する。

（知的財産の取扱い）

第 9 条 受託研究の結果生じた発明、考案その他の知的財産に係る権利は、原則として本学の単独所有とする。

- 2 前項に規定する知的財産の実施等の取扱いは、第 7 条に規定する受託研究契約に定めるところによる。

（研究成果の報告）

第 10 条 研究担当者は、受託研究を完了又は中止したときは研究成果を、所属長及び学長を経て理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに委託者に研究成果を報告する。

（研究成果の公表）

第 11 条 研究担当者は、原則として受託研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の内容・時期・方法等は、必要がある場合は、委託者と協議して定める。

（適用除外）

第 12 条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規則の一部を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

- (1) 国、政府関係機関又は地方公共団体等からの受託研究
- (2) その他特別な事情があると理事長が認めた受託研究

（事務）

第 13 条 受託研究に関する事務は、事務局研究・産学連携推進室が行う。

（改廃）

第 14 条 この規則の改廃は、知的財産・産学官連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て理事会が決定する。

（雑則）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、委員会の議を

経て理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、2015年7月1日から施行する。
- 2 京都薬科大学委託研究費取扱要綱は、廃止する。

年 月 日

受 託 研 究 申 請 書

学校法人京都薬科大学

理事長 様

(住 所)

(法人名)

(職名・氏名)

印

学校法人京都薬科大学受託研究取扱規則第 4 条の規定に基づき、下記のとおり研究の委託を申請します。

記

1. 研究題目

2. 研究目的

3. 研究内容

4. 研究期間 年 月 日 から 年 月 日まで

5. 希望する研究担当者名 (所属部署・職名・氏名)

6. 研究経費 (委託金額) 円 (間接経費、消費税含む)

7. その他必要な事項

事務連絡先

(住所)

(所属部署・職名・氏名)

(電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス)

年 月 日

受託研究の受入れについて

(法人名)

(職名・氏名)

様

学校法人京都薬科大学

理事長

印

年 月 日付けで申請のあった下記受託研究について、受入れを決定したので通知します。

記

1. 研究題目

2. 研究期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3. 研究経費（直接経費、間接経費、消費税を含む）

年 月 日 ~ 年 月 日分 円

年 月 日 ~ 年 月 日分 円

4. 研究担当者（所属部署・職名・氏名）

以上

年 月 日

学校法人京都薬科大学  
理事長 様

所 属  
研究担当者(職・氏名) 印  
部局等の長(氏名) 印

### 研 究 成 果 報 告 書

このたび受託研究が完了しましたので、学校法人京都薬科大学受託研究取扱規則第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 研究題目

2. 研究期間 年 月 日 から 年 月 日まで

3. 研究成果 別添報告書のとおり

以 上

年 月 日

(法人名)

(職名・氏名)

学校法人京都薬科大学  
理事長

印

## 研 究 成 果 報 告 書

このたび受託研究が完了しましたので、学校法人京都薬科大学受託研究取扱規則第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

1. 研究題目

2. 研究期間           年 月 日 から           年 月 日まで

3. 研究成果           別添報告書のとおり

以 上